

情報局編輯

週報

昭和二十一年八月十四日創刊
第一〇〇〇號

○ 階級・職場で必ず回覧を

○

十錢

勤勞の戦闘配置

鈴木内閣の成立

日ソ中立條約の不延長

四月十八日號
441-2合併號

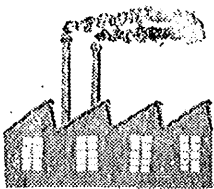


週言

盟邦ナチス獨逸とファシスト伊太利は今や敵の壓迫下に悲境に立つに至つた。二十年にわたるナチスとファシストとの建設はかくて敵の破壊するところとなつた。しかし、彼等のものは眼に見ゆるもの、形あるものである。人の魂に宿る精神を彼等は破壊しようと思つても破壊することは出来ぬ。

而してこの魂は苦難の中にあつて成長し、時到来れば再び偉大なる力となつて出現し、歐洲を震撼するであらう。

今年二月十七日インドのガンジー翁は豫言して曰く「若し現にインデにおいて米英がなすつ、ある如く事態が推移し、米英の勝利がもたらされたとするも、それは假りのものにすぎない。何故ならば、彼等はインド及び他の民族をして足下に血を流さしむるに至るからである。かゝる假りの勝利は、近き將來において今よりも一層血なまぐさき戦争を惹き起すに至るであらう。而して、ファシズムとナチズムの灰の中より新らしき怪物が出現し、その眼に觸る、ものを喰ひつくすであらう。」



勤勞の戦闘配置

— 國民勤勞動員令の解説 —

戦力造成の基底

現下の最大の國家的要請は直接戦闘力の増強、食糧の増産など、綜合國力の劇期的増強を圖るにあることは言ふまでもありません。これがためには、資材の面に、資金の面に、いろ／＼解決せねばならぬ問題も多いことではあるが、わが國のやうに限られた資材をもつて、あの甚大な物量をはこぶ敵米英を撃滅するに足る無限の戦力を生み出す根本は、二千年の傳統の中に培はれ來つた、強靱にして抜くべからざる日本精神に立脚した勤勞力の全面的な奮起にありませぬ。わが胸に敵も無限の創意を凝らし、わが腕に貯ふる無限の力を發揮することによつて、そこに限りなく大いなる戦力が生み出されるのです。つまり、われ／＼の勤勞力を無限の戦力造成

の基底であり、決勝生産の完遂を決する鍵なのである。戦局は愈々苦烈となり、皇土はた戦唯持てる全勤勞力を捧げ、たとひ物の面に缺くところがあらうとも、これを補うて餘りある特攻精神に立脚し、創意と工夫の一切を戦争一本に結集するところに大東亞戦争必勝の神機が凝して潜んでゐることを確信するものです。

根こそぎ的な様相に

勤勞力の全面的奮起を圖るためには、政府は今日まで諸般の方策を講じ、これに關する法令も種々と制定されて來たわけですが、これらの法制はその制定の時期、その當時の事情などによつて、統一的脈絡を缺く嫌ひがないでもなかつたのです。しかも、前に述べたや

うな勤勞力の全面的奮起といふ現下の段階における要請を満たすには、極めて不完全なものであつたのです。

現段階における勤勞動員に關する國家的要請とは何ぞやか。現在の勤勞事情は新規の給源が愈々窮乏となり、これに對處して、國民の悉くを零細といへども剩すところなく勤勞戦列に結集せしめんとする根こそぎ的な様相を帯びると同時に、勤勞動員は外延的から内包的に、愈々深化を餘儀なくせられつゝあります。他面、軍動員との緊密な聯絡の下に、全産業にわたつて綜合的、大局的洞察を下し、全産業を通ずる人的配置配分の合理的な調整を斷行することが要請されてゐるので

す。このやうな、現段階における勤勞動員に關する國家的要請に應へるために、制定された

のが國民勤勞動員令であります。つまり、この勅令は従来の勤勞動員に關する諸法を單に集大成的に統合したものではなく、決戦の最段階に對處すべき勤勞動員の國家的要請を

新勤勞動員問答

退職制限の擴大

問 こんどの國民勤勞動員令に關聯したことで、直接勤勞者に深い關係のある問題について簡単に分り易く一つお答へ願へませんか。まづこれまでの重要工場の勤勞者のうけてゐた退職制限は今回、どこまで擴大されましたか。

答 退職、解雇の制限に關する制度は、法令的には前とほぼ同様ですが、たゞ異な點は退職、解雇を制限すべき事業場の指定を、業種又は地域によつて包括して爲し得ることとなつたことです。これは退職、解雇の制限が勤勞者の離散防止に必要であるばかりでなく、特に空襲時などに勤勞者を確保する上にとつても必要な方策だからです。従つて、この制度の運用としては、重要工場事業場に働く勤勞者だけでなく、廣く離散防止の必要のある場合には行はれることとなるので

一、要員制の確立

従來の勤勞者確保策

緊要な業務乃至産業に必要な勤勞者を確保することは、緊要な生産を確保する所以であつて、この勤勞者確保といふことが勤勞動員の前提條件であることはいふまでもありません。勤勞動員は國民的意圖に基づいて緊要な勤勞戦列に配置し、生産の増強等に努めしめることを本旨とするもので、それからかうして配置された者が若しその後の個人的事情によつて勤勞戦列を離脱するやうなことは、勤勞動員の目的が達せられないのは明らかであらう。つまり、勤勞者の確保こそは、勤勞動員の目的達成の上から言へば、先決的のものと言はねばなりません。

勤勞者の確保については、二つの面があります。その一つは形式的に、配置された勤勞者をその場所に固定させ、個人的事情によつ

満たさうとするものです。以下、この勅令の内容とする主要な數項目について解説することとします。

てその國家的配置の線から逸脱することを防止する方法によるものであり、その二は實體的にその業務に専心従事せしめる方法によるものです。従來の勤勞動員の法制でも、この二つの方法による勤勞者確保の方策は採られてゐました。第一の形式的抑制については勞務調整令第二條の規定があつて、その規定によると、地方長官において緊要と認める工場事業場を指定し、その指定された工場事業場の従業員については、事業主側、又は従業員側の個人的事情による退職解雇を制限し、署長の認可を受けねばならないのです。つまり、この形式的抑制は雇傭契約の終了に關する制限といふ方法によつて爲されたものです。従つて、この規定では、単に移動や離散を防止し得るに過ぎないもので、勤勞動員の本旨である戦力増強に挺身奮闘するといふ業務

ものであり、勤勞の國家性といふ面から幾多の制約を受けねばならぬもので、これを全産業に及ぼすといふことは困難な實情にあるのです。

これからの勤勞者確保策

これが、従來の法制によつて勤勞者確保のために講ぜられてきた方法ですが、現下の事態に對處して、この勅令ではこれに對する根本的刷新を加へました。

まづ第一に、形式的確保の面では従來の勞務調整令第二條の方式を踏襲すると同時に、工場、事業場の指定を業種又は地域によつて包括して爲し得ることとし、離散防止のためにも弾力ある措置を講じ得ることにしました。

次に第二に、實體的確保の面では綜合的産業要員制の確立といふことを眼目として、極めて劃期的な新しい措置を講ずることになりました。現下わが國の産業事情をみると、銃後産業の姿は直接戦力増強をヒラミッドの頂點として綜合國力の造成の一色に染められてゐると言はねばなりません。このやうに觀るとき、人的配置配分の合理化を本

緊急事態に對する措置

問 空襲など緊急事態の發生した場合に、どのやうな措置がとられますか。

答 空襲時などの場合の勤勞動員としては、勤勞協力が直接自己の責任において迅速に措置を講じ得ることとなつたのが新しい點です。普通の勤勞協力が機動配置の場合だと、複雑な手續が必要であり、迅速に實施し難いからです。なほ、これは動員の面のことですが、こんどの勅令で、空襲時などにも勤勞者の就業を確保するための措置を講じてゐるのは、注目すべきことと言へませう。

空襲時などに際して勤勞者がその職場を死守することは極めて大切なことですが、このことは従來の法制では「重要事業場勞務管理令」にあつただけで、従つて適用される範圍も極めて狭かつたのです。それをこんど擴張して、どの事業場についても厚生大臣又は地方長官が必要と認めれば職場死守のために必要な命令を爲し得ることとなつたのです。しかし

従事を確保し難い點がありました。極言すれば、この方法によつて退職解雇の制限を受けた従業員は、その雇傭契約を破棄しない限りにおいて意旨な業務に従事してゐても違法とはならないのです。この點が、勤勞動員の確保といふ面から見れば、程度の低いものと言はねばなりません。

勤勞者確保の第二の實體的抑制については、國民徴用令、又は軍需會社徴用規則による徴用がありました。この徴用は、緊要な勤勞業務に従事させることをその内容とするものであり、雇傭契約の終了に關する形式的制限といふやうなものではなく、實體的にその業務に従事することを強制するもので、従つて、故なくしてその業務に従事しない場合には、罰則の適用を受けるを得ません。つまり、徴用は單なる移動乃至離散防止といふやうなことではなく、緊要な勤勞業務に従事することを國家的強權の奨励であつて、これによつて被徴用者は國家的身分へと没入するわけであらう。即ち、徴用は要員の確保といふ面から見れば、極めて強度なものと言はねばなりません。従つて、要員の確保のためには、緊要な業務乃至産業全般にわたつて徴用を斷行するのが據てはありませうが、徴用は従業者に對して國家的身分を賦與する

官とする國民勤勞動員も亦この線に沿つて運
營されねばならぬ。従來の勤勞動員
は、やゝもすれば工業動員に墮した嫌ひが
ないでなかつたので、綜合的産業動員とい
ふ見地からすれば、多少欠けるものが無い
はなかつたのです。そして綜合的産業動員
の根本は、直接戰力の増強を頂點とする綜合
國力の増成といふ一線に沿つて、最小限度の
勤勞者をもつて最大の生産を擧げるといふ目
的に立脚した、いはゆる要員制の確立といふ
ことにあります。

綜合的要員制の確立へ

従つて、この勅令は緊要な物資の生産、修
理、若しくは配給、運輸、通信、又は土木建
築に關する總動員業務、その他の總動員業務
に從事する者を個別的に指定し、この指定を
受けた者は地方長官の認可を受けなければそ
の業務に從事することを認められなくしまし
た。この規定の運用によつて、農業、林業お

二、動員準備の確立

勤勞動員の進展するところ、動員は應々そ
の周旋にして綜合的な計畫に基づき強化の一

よび水産業に從事する者に關する別途の勅令
による要員確保と相俟ち、それ以外の總動員
物資の生産、修理に關する業務、製鹽業、石
炭業、肥料業、土産業などに從事する基幹的
勤勞者についても、綜合的産業要員制の確立
を期することが出来るのです。

しかもこの勅令では、要員制の本旨に鑑み
て、この要員に對しては、原則として徵用そ
の他の方式によつて他の業務に動員しないこ
とにしました。この綜合的産業要員制の確立
こそは、極限要員の設定と相俟つて、その運
用に注目すべきものがあるのです。

以上、綜合的産業要員制について述べまし
たが、この綜合的産業動員の完遂を圖るため
には、このやうな要員の確保のみに満足する
ことなく、軍動員との緊密な聯絡の下に、全
産業に亘る人的配置配分の現況を綜合的に洞
察し、その凹凸を調整するため、必要に應じ
て配置轉換を斷行することが肝要であるとい
ふことを附言しておきます。

途を辿り、いはゆる根こそぎ動員をも斷行せ
ざるを得ない情勢に迫られつゝあります。こ

に對處して克く緊急需要を充たし得るため
には、周到な動員準備の措置を講じ、動員
の計畫的綜合的完遂を圖ることが肝要で
す。

然るに、従來の勤勞動員の法例では、この
方面には欠ける處が極めて多かつたと言ふこ
とが出来ます。従つて、従來から斯様な方
面よりして勤勞動員の運営について非難され
ることが多かつたのです。例へば、徵用に關
する事例を挙げると、同一人に對して二回も
三回もの出頭命令が發せられたり、應召者に
對し、更に甚だしいのは死亡した者に對して
出頭命令が發せられるといふやまなことが行
はれたのです。これなどは何れも、適格者を
選定するための動員準備措置の不完全に歸
すべきものと云ふことが出来ます。従つて
この勅令では、この趣旨に鑑み、周密妥當
な動員準備の措置を確立することにしまし
た。

この動員準備措置としては、第一に國家的
計畫に基づき勤勞動員を的確に把握し、そ
の適格者を如何にして選定するかといふ問題
と、第二に事業主の充員申請を國家的動員計
畫の遂行と如何にして吻合せしめるかといふ
問題との二つがあります。

一、國家的動員計畫に 基づき勤勞動員適格者の 選定

國家的動員計畫に基づく勤勞動員適格者の選定
といふ問題から先づ説明しませう。

これについては、先づ第一に勤務給源の把
握といふことが必要であります。従來の法例
ではこの面に極めて不備があつて、特に移動
給源の把握といふことは全く困難とされて
ました。それでこの勅令は、これがために
(イ) 退職従業員について、勤勞能力を有し
ない者は別として、その居住の場所その他
勤勞動員準備上必要な事項を地方長官に報
告せしめると共に
(ロ) 従來の男子の就業制限制度を女子にま
で擴充して、かうして開拓せられた従業員
について、事業主はその氏名、居住の場所
その他、勤勞動員準備上必要な事項を地方
長官に報告せしめる

といふ二つの方法を講じ、これらの者の計畫
的、段階的配置を迅速に行ふことに資せしめ
ることとしたのです。
第二に、勤勞動員適格者の選定についてです
が、これには先づ、前に述べた給源把握の措

勤勞者が戰場を死守するといふことは、
この命令だけでその目的を達し得られる
ものではありません。むしろこのやうな
命令の發動を俟つてもなく、勤勞者が
自己の職場を戰場なりと覺悟し、たゞ一
筋に戦力増強に直結せんとする烈々た
る護國の精神に燃え、事業主側が勤勞
管理の刷新に努め、事業一家の眞義に徹
して、必要な措置を講ずることによつて
のみ所期の効果を擧げ得られるものなの
で、前に述べた命令などは、いはゆる傳
家の寶刀とも言ふべきでせう。

要員のつける制限

問 將來、要員制が確立された場合、
これら要員はどのやうな制限を受ける
ことになるか。

答 要員制は我が國の全産業を綜合的に
觀て、つまり航空機の増産、特攻兵器の
増産、食糧の増産などをピラミッドの頂
點とする綜合的戦力の増強を目標として、
人的配置配分を合理化する、とい
ふ綜合的産業動員の使命を果すために、
その基幹となる人員の就業を確保しよう
とするものですから、要員として指定さ
れた者が勝手にその職場を離れることは

許されないのが當然です。そして、單に
形式的に雇傭契約を破棄することを許さ
れないだけでなく、實質的にその從事す
る緊要な業務に從業することを強制せら
れるのです。この點、被徵用者とは同
様の制限を受けることになります。そし
てこの要員は戦力増強の基幹となるもの
なので、徵用とか、就職勧奨などの方法
で他の職場に移動させるやうなことはな
く、専心その業務に從事して貰ふことに
なりません。なほ、この要員制は、我が國
産業中の緊要なものから逐次實施されて
ゆくもので、この制度が確立された時
は、我が國の人的配置配分が綜合的國力
増成の線に沿つて合理化され、最小限度
の人員をもつて最大の能率を發揮する
といふ態勢が整備せられるでせう。

隊組織による徵用

問 徵用の關係で、隊組織による徵用
といふのは、どのやうな場合に行はれ
るのですか。

答 隊組織による徵用出動といふことは
今回始めて設けられたものです。この
やうな隊組織出動は、従來は女子挺身隊
にだけあつたもので、これを徵用の場合
にも設けることとしたのですが、將來の

置と相俟つて、國民動員法第六條の命令違反として處罰する
要申告者に對して就職又は従業に關する希
望、條件等を出させ、動員資格者の選定に
關する一應の資料を得ることとした。か
うして一應の資料を得てから、これを基に
して動員資格者の選定に着手することとし、國
家的動員計畫に基づいて動員するための必要
ありと認めるときは、その者に對して出頭、
又は報告を爲すべきことを命ずることとし
ました。この出頭命令又は報告命令は、將
來後援によるか、就職命令によるか、勤勞協
力によるか、いかなる動員方式によつて動員
するかとは別個に、國民動員計畫に基づいて
動員對象として把握しようとするものであつ
て、國民動員計畫遂行の成否は、この命令が
克くその趣旨を達し得るや否やに懸つてゐる
ものといふことが出来ます。従來の法制で
も、徴用については一部に出頭命令が發せら
れましたが、これは徴用の對象を銓衡するに
當つて本人の家庭の状況を調査するため
のものであつたのです。ところが、この命令
による命令には、固より同様の趣旨も含んで
ゐますが、全くそれは國民動員計畫の完遂と
いふ國家的意圖の遂行に立脚するものなの
で、この命令に違反するものに對しては、國

家總動員法第六條の命令違反として處罰する
ことになりました。
この出頭命令によつて出頭した者に對して
は、動員計畫に基づいて動員の適否を判定し
ます。即ち、地方長官は出頭した勤勞動員豫
定者について身體の狀態、居住及び就職の場
所、職業、技能程度その他、勤勞動員に必要
な事項の検査又は調査をして、服務の適否
を判定するので、そしてこの判定を基にし
て直ぐに動員する者は何の問題もないので
が、この判定と動員との間に相當の期間があ
る場合には、その期間中に勤勞給源が適配す
るのを防ぐために、居住の場所その他の事項
の變更届出をさせ得ることにしてゐます。こ
の動員資格者の判定は、極めて厳正に行ふ必
要がありますので、新たに國民動員官の
制度を設け、廳府縣の高等官のみならず民間
の有識者をもこれに囑託して、服務の適否の
判定を行はせることにしました。
第三に、動員を豫定された者の出動準備措
置としては
(イ) 除組織の事前編成の措置を講ずると共
に
(ロ) 所要の事前の勤勞適性検査、又は勤勞
訓練を命ずることとし、勤勞動員の目的

勤勞事情を考へると、女子の徴用が必至
の情勢にあるといふことが出来るので、
かゝる事態に處して、女子の勤勞管理
に萬全を期するために設けたものです。

届出に對する罰則

問 今回の法令で、地方長官は要申告
者に對して就職又は従業についての希
望や條件などに関し必要な届出を命ず
るといふ規定が出来ましたが、これを
怠つた場合、どのような罰則がありま
すか。
答 この届出を命ぜられた者がそれを怠
ると、國家總動員法第六條の命令違反と
して一年以下の懲役、又は一十圓以下の
罰金を科せられます。

出頭命令

問 従來の出頭命令には罰則は無かつ
たと思ひますが、今回の勤勞動員豫定
者に對する出頭命令も同様でせうか。
答 これまでの徴用銓衡のための出頭命
令は、本人の家庭の状況を調査する
本人の利便本位のものをしたので、罰則
は無かつたのです。ところが今回の出頭
命令は、國民動員計畫に基づき動員すべ

達成に遺憾なきを期してゐます。

二、事業主の充員申請 と動員計畫との吻合

動員準備の第二の措置として考へねばなら
ぬ問題は、事業主の充員申請を如何にして克
く動員計畫と吻合せしめるかといふこと
です。従來の法制によると、勤勞需要の申請は複
雜なるもので、その手續の煩雜なることはも
ちろん、総合的、合理的需要査定に重大な支
障があり、動員計畫との吻合に大きな不便が
あつたのです。即ち、従來の例によると、ま
づ行政措置として四半期毎に総合的需要調査
を提出させ、これを基にして所謂割當を行
つてゐます。かうして割當を受けて、例へば
需用何人、紹介何人、勤報何人、學徒何人等
といふことになる、各動員方式別に關係法
令に基づいて、例へば徴用の申請、勤勞學徒
の出動申請、女子挺身隊の申請、勞務者雇入

の員數認可の申請といふやうな複雑な手續を
しなければならなかつたのです。そこでこの
命令では、個々の動員方式別の充員申請は全
廢して、複雑な手續を簡易化すると同時に、
事業主の充員申請を國家的計畫に吻合させて
合理的需要査定をなし得るやうに改め、従來
の行政措置による割當といふ制度を法制上の
ものとして、原則としてこれ一本に統合する
ことにしました。
なほ、生産關係の安定してゐる重要事業場
については、この割當申請をさせることすら
手數であるといふやうな場合もあるので、そ
の場合には關員補充の基準員數を定めさせ、
その範圍内ならば必要に應じて充員し得るこ
とにしました。
以上の割當申請、關員補充の基準員數の設
定は、專斷的協力關係にある事業場につい
て包括してこれをさせ得ることとし、その合
理化と手續の簡易化を圖ることにしたのは、
特に注目すべきことです。

三、動員方式の整備強化

従前の法令による動員方式は、消革的にそ
の時期や事情を異にして定められた關係もあ

つて、その間に統一の脈絡を缺く嫌ひがある
と同時に、現下の事態に處して計畫的動員を

き對象を把握する趣旨で出頭を命じ、動
員資格者を選定しようとするものですか
ら、動員計畫が完遂に遂行されるか否か
は、一にこの出頭命令がよく遵守される
かどうかにかゝつてあるといふことが出
来るのです。そこでこのやうな命令に違
反する者は、國家的に見れば極めて悪性
のものといふことが出来るので、今回の
法令では前の場合と同様、國家總動員法
第六條の命令違反として處罰されること
になつてゐます。

機動配置

問 機動配置や配置轉換は、こんど初
めて行はれることになつたのですか。
答 機動配置はこれまで、派遣といふ
形で行はれてゐたものです。また配置轉
換は昨年、工場勞務者を鞍山に轉換する
場合に行はれた例があります。しかし、
將來の勤勞事情を考へると、新規の給源
は次第に窮乏になるでせうし、また空襲
その他による生産事情の變化などに對し
て、機動配置や配置轉換によつて給源の
操作をすることが極めて重要となるばか
りてなく、廣い範圍に行はれることが豫
想されるので、今回の法令でこれを明確

進行するには不備な點が多かつたので、次のやうな整備強化を行ひました。

一、雇入と就職の規制

雇傭契約の締結、つまり雇入と就職についての規制は従来、勞務調整令と學校卒業生使用制限令の二勅令に規定されてゐたもので、これを一つに統合し、所要の整備強化を加へました。その主要な點を説明すると

第一點は、従来の複雑な雇入就職制限の方式を統合簡素化したこと。従来は勞務調整令によつて技術者、國民學校修了者と一般青年の三種の對象に分け、それぞれ異なる規制を加へると共に、學校卒業生使用制限令によつて科學技術方面の學校卒業生の雇入制限につき別途の措置を講じてゐたのですが、このやうな複雑多岐な手續は關係者の理解を苦しめるばかりでなく、計畫動員を遂行する上に何等の便宜も認められないのです。そこでこの際、動員の對象を一本の「従業者」といふことに簡素統合し、雇入就職の規制も単純化して

(イ) 勅令を受けた雇入員数の範圍内において所要の指示に従ひ雇入及び就職を行ふ場合
(ロ) 減耗補充の基準員数につき定めある場合

合は、その員数の範圍内において所要の指示に従ひ雇入及び就職を行ふ場合
(イ) 特定人の雇入就職につき地方長官の認可を受けた場合
の三つの場合以外は、雇入も就職も爲し得ないことにしました。

つまり、従業者を雇傭契約によつて雇入れられる場合には、制當があるが、減耗補充の基準員数の範圍内であるか、またはその都度々々の特定人の認可が無ければ、これを爲し得ないわけですが、こゝに従業者といふのは、男子にあつては十二歳以上六十歳未満の者、女子にあつては十二歳以上四十歳未満の者であつて、年齢上これに該當しない者については何の制限もありません。

(イ) 就職勸奨又は國民動勞員増長の紹介による場合
(ロ) 別に指定する事業における雇入及び就職の場合を除く外、農業、林業、畜産業、養蠶業及び水産業における従業者の雇入及び就職の場合
(ハ) 鑛工業における難役作業、土木建築業

及び運搬業以外における従業者の日々、又は三十日以内の期間を定むる雇入就職の場合

(二) 厚生大臣または地方長官の別に指定する者の雇入就職の場合(この指定は従来もあつたもの)

以上がその主なものであるが、詳細は省令、國民動勞員令施行規則に規定されてゐます。
雇入就職の規制に関する改正の第一點は、就職勸奨の制度を創設したこと。従来、國民動勞員令の行つてきた職業紹介は、國家の意圖に基づいて適正なる職場に雇入しようとするもので、その運用の實際は動勞勸奨の性質を備へたものといへます。そこでこの際、これを制度として設け、動勞能力ありと認められる者に對し地方長官はその従事すべき業務、場所などを指定して、就職を勸奨し得ることにしたのです。この就職勸奨に對しては、應じなくても罰則の發動はありませんが、特別の事情無くして應じない者に對しては、後に述べる就職命令を發し得ることになつてゐます。しかし、この趣旨に鑑み、將來、就職を勸奨せられた者は、就職命令の發動を俟つまでもなく、欣然動勞職列に就かれんことを期待するものです。

雇入就職に関する改正の第三點は、就職命令の發動の範圍の擴大です。就職命令は、従来も勞務調整令と女子挺身動勞令の二勅令に規定されてゐたが、企業整備や女子挺身隊参加を拒否した場合のみ發動し得ることとなつてゐたのですが、更に今回はこれらの場合だけでなく、疎開工場に従業者、地方長官の指定する年齢、學歷、職歴等に該當する者、及び前に述べた職務判定によつて當該事業場の業務への服務に適すと判定せられた者に對し、その者が特別の事情なくして就職勸奨に應じない場合、又は動勞協力に應じない場合に、就職命令を發動し得ることになつたのです。しかし、この就職命令は傳家の寶刀たるべきもので、官においてもこれを濫りに使かないやうに、國民もこの趣旨を十分に理解せられんことを期待してゐる次第です。

次に徴用の方式ですが、この勅令ではだいたいの國民徴用令による制度を踏襲し、徴用の運営上必要な事項については改正を加へました。その主な點を挙げますと、

第一點は、被徴用者の出動は従来必ず個人個人について爲されたのですが、女子挺身隊などの場合と同様、必要によつては隊組織に

に法制化したわけですが。

従業者の事情は考慮

問 この機動配置をされる場合に、職種の適不適、通勤關係などの従業者の事情は斟酌されませうか。
答 さういふ事情を考慮することは極めて重要なことなので、法令の中でも、選定された従業者が機動配置に適さないものである場合には、地方長官は事業主に對しその選定の取消を命じ得ることとなつてゐます。

防護施設

問 前にお話のあつた従業者の職場死守は、防護施設と極めて關係するところが多いと思ひますが、これはどういふことになりませうか。
答 職場死守のためには、完全な防護施設の絕對に必要なことはお話の通りです。國內も職場化した今日、事業主は既に防護施設を完備してゐられることは思ひますが、萬一の場合を考へ、地方長官が事業主に對し防護命令を爲し得るといふ規定を設けてゐます。

(厚生省)

より出動せしめ得ることとしたこと。第二點は、徴用の取消、變更、解除等については従来、厚生大臣において行ふことを原則としてゐたのですが、交錯通勤の整理その他諸般の事情から迅速適確に行ふ必要が感ぜられたので、原則として地方長官においてこれを行はしめることにしたことです。

第三點は、所謂「一」徴用の制度を設けることにしたことです。従来は國民徴用令によると、被徴用者は直ちに工場事業場に配置されることとなつてゐたのですが、これを以め、厚生大臣の指定する者、又は團體(統制會等の如き)にも徴用配置し得るやうにし、僱用された者は當該の者又は團體の長の指揮に従ひ、當時總動員業務に従事させ得るの態勢に置くことにしました。その者に對する職務上の指揮や給與などは、當該の者又は團體において行ひます。この制度は、後に述べる機動配置よりも更に一層弾力的かつ機動的なものであつて、將來、事態の推移により、動勞力の完全戦力化の上で便宜が多いものと期待してゐます。

第二點は、被徴用者の出動は従来必ず個人個人について爲されたのですが、女子挺身隊などの場合と同様、必要によつては隊組織に

三、勤勞協力

勤勞協力、つまり國家總動員法第五條に基づく命令としては、國民動勞報國協力令、女子

挺身勤勞令及び準徒勤勞令の三勅令がありましたが、準徒勤勞令はこれを除外し、他の二勅令をこの勅令の中に統合することにしました。しかし、その内容は従前のものを概ね踏襲してゐるので、ここではその主要な改正事項だけを説明します。

第一點は、従来の勤勞協力は女子挺身隊とか、國民勤勞報國隊とかの隊組織によつて出動する場合に限られてゐましたが、現下の事態に鑑み、空襲や勤勞給源もこれを剩すとことろなく勤勞する必要があるばかりでなく、家庭婦人の家庭や隣組工場における勤勞協力を更に推進せしめる必要があるため、今回の勅令では、勤勞協力は隊組織によらずとも、必要によつては個人を勤勞協力せしめ得ることとしたのです。

第二點は、勤勞協力の實施上の措置は地方長官の命令によつて市町村長、團體長等が行ふことになつてゐますが、敵襲その他、緊急事態の発生した場合に必要のある時はこの措置によらず、地方長官自ら勤勞協力の命令を發して迅速な出動を圖ることとしたことです。

第三點は、勤勞協力をしてゐる者とその家族遺族に對して、徵用の場合と同様、法上の扶助を爲すこととしたことです。

第四點は勤勞協力の期間ですが、女子挺身隊にあつては従前通りだいたい一年とし、國民勤勞報國隊については現下の事態に鑑み、

四、機動配置の強化

勤勞協力の重點の一つが勤勞協力の外延的擴充から次第に内包的強化に向けられてゐることは、最初に述べたところである。

つまり、勤勞協力は國民中一人として剩すところなく勤勞職列に配置するばかりでなく、既に職場に配置されてゐる従業者を、その職の資格で機動的に他の事業場に配置するといふ方向に重點が向けられてきたのです。これは勤勞協力の窮屈化に伴つて、勤勞力を完全に活用し、勤勞の濫用と勤勞の遊休とを防ぎ、勤勞力を完全に戦力化するといふ必要が出てきたものであつて、最近特に生産事情などの推移につれて、この要請が甚だしくなつてきたことによるのです。政府はそこで昨年九月、計畫勤勞員の強力な完遂を圖ると同時に、機動配置について新しい措置を講ずるため、次官會議の決定をもつてその行政措置を決定したのですが、今回、國民勤勞協力の制定に當つては、機動配置の一層の強化の傾向に對照して、その法的根據を明確にする

一年以内ならば勤勞協力量により適宜に定められることにし、また個人個人の勤勞協力量については一年につき六十日以内としました。

ることになりました。

即ち、この勅令では機動配置の一章を設け、これは原則として地方長官がその全責任において實施することを規定してゐます。この點は極めて重要な點であつて、先に述べたやうな機動的な勤勞力の完全なる活用を圖る爲には、生産關係の諸官廳がその擔當下にある勤勞を抱へ込んで固守する弊害を打破し、生産業を通じて総合的に生産事情などの推移を洞察して人的配置配分の合理化を行ふことが最も肝要なので、この趣旨に基づいて、機動配置は地方長官の責任とされたのです。従つて、この機動配置が現職局に對照してその功を奏し得るかどうかは、地方長官の大局的洞察と相俟つて、關係諸官廳の勤勞戦力化に關する虚心坦懐の協力が懸つてゐるものはなげかりません。

次に機動配置の内容について説明します。まづ機動配置を行ふのはどのやうな場合に

といふと、それは次に列記するやうな場合に際して、勤勞の當時要員である従業者(従つて短期勤勞の如きものは含まない)を機動的に、他の事業場へ行ふ總動員業務に従事させる必要がある場合に行ひます。

イ 生産計畫の變更に對照するため必要ある場合

ロ 緊急業務の完遂のため必要ある場合

ハ 敵襲その他の緊急事態の発生、その他特別の事情による生産設備などの變更に對照するため必要ある場合

ニ 資材、燃料などの入手不圓滑等に基づく手持勤勞を他の緊要部門に活用するため必要ある場合

ホ 重要物資の緊急生産のため必要ある場合

ヘ 緊急な運搬、通信、土木、建築事業などの完遂のため必要ある場合

次に機動配置實施の手続きですが、厚生大臣又は地方長官はその指定する者又は團體に對して、相當数の機動配置委員の保有その他、機動配置の準備について必要な措置を命じ得ることになつてゐり、これによつて機動配置の準備措置を講じ、この準備に基づいて機動配置を實施するわけですが、

機動配置を受けようとする事業場の事業主は所定人員數、業務の種類、所要期間等を明らかにして地方長官に申請をします。地方長

官はこの申請によつて機動配置の必要ありと認められた時は、機動配置されるべき従業者を使用する事業場の事業主に對して機動配置の措置命令を發し、この命令を受けた事業場の事業主は機動配置されるべき従業者を選定し、本人にその旨を通知すると同時に、必要な事項を指示するのです。かうして選定された従業者は機動配置された事業場の事業主の指揮に従ひ、従業者となることになり、若しこの機動配置の入選が不適當な場合には地方長官はその事業場の事業主に對して選定の取消を命じ、適格者を選定させることが出来ることになつてゐます。

この手續は通常の場合の手續で、これには

次ぎの二つの場合の例外があります。

その一つは敵襲その他、緊急事態発生の場合には、通常の手續によつて命令を發してゐる

ては迅速を缺、嫌ひがあるため、地方長官が自ら機動配置されるべき従業者を選定し、所要の指示を爲し得ることになつてゐます。

その二は同一都道府縣内では六月以内(準徒勤勞にあつては二十日以内)の期間、

機動配置を行ふ協業が關係事業場の事業主間に懸つた場合には、豫じめその旨を地方長官に届け出させることにし、その場合には前述の通常の手續によらず、直ちに機動配置が實施されるのです。

なほ、機動配置せられる従業者の機動配置の期間が六月を超えらるる場合、その者の籍を改訂する必要がある時は、通常の徵用變更、又は勤勞協力量變更の手續によらず、簡易な手續によらしめることになつてゐます。

更にこの勅令は機動配置について、その經費、勤勞訓練などについても所要の規定を設けてゐます。左付種々な機動配置とはいへませんが、同一事業場内における職種又は職場の轉換と、主要食糧の増産のための従業者の一時歸郷については、必要な規定を機動配置の章の中に設けてゐることに注意すべき點です。

以上が國民勤勞協力量令の主な内容ですが、現職局下、このやうな法令の制定によつて、官民共に従來習熟した事務能率の低下を來すやうなことがあつてはならないので、所要の經過規定を設けて、だいたい従來の法制の趣旨を踏襲してゐることを、こゝに附言しておきます。

職局は急、危急、皇國興亡の關頭にたつ今日、全國民は特攻勇士の剛魂を己が魂とし、大東亞戰爭必勝のたゞ一筋の道である勤勞戦列へ參加するの光榮を擧げようではありませんか。

(厚生省)

鈴木内閣の成立

四月五日小磯内閣の離職に伴い、天皇陛下におかれましては、組閣の大命を留閣院議院海軍大將鈴木貫太郎男に降し給うた。後、内閣組織の大命を拜した鈴木大將は直ちに組閣に着手した結果、同七日夕刻迄に各閣僚の銜を定め、同夜當中において親任式執り行はれ、鈴木新内閣はここに成立、鈴木新首相は初閣議後、次ぎの如く、老練を國民最前列に埋めんと烈々たる談話を發表した。

戦局危急を顧むるの秋に當り、拙らざる内閣組織の大命を拜し、深く恐懼に耐へ、幸ひにして閣僚の銜を定め、唯今親任式を舉行せられました。

帝國の自存の爲に今次の戦争は今や如何なる榮光も許さぬ重大なる情勢に立至り、

内閣總理大臣	海軍大將 鈴木貫太郎	軍需大臣	海軍大將 豊田貞次郎
外務大臣	正三位勳一等 東郷茂徳	運輸通信大臣	正三位勳一等 小日山直登
兼大東亞大臣	正四位勳二等 阿倍源基	國務大臣	正五位勳二等 櫻井兵五郎
内務大臣	從四位勳二等 廣瀬豊作	國務大臣	海軍中將 左近司政三
陸軍大臣	勳一等功三級 阿南惟幾	國務大臣	從三位勳二等 下村宏
海軍大臣	海軍大將 米内光政	國務大臣	陸軍中將 安井藤治
司法大臣	正四位勳二等 松阪廣政	國務大臣	正五位勳四等 迫水久常
文部大臣	正五位勳二等 岡田耕造	國務大臣	從三位勳二等 村瀬直養
厚生大臣	從四位勳二等 岡田忠彦	國務大臣	陸軍中將 秋永月三
農商務大臣	正三位勳二等 石黒忠篤	綜合計畫局長官	

なればなりませぬ。而もこれが國政の重責は一億の同胞赤子に背いて他にこれを求むる事は出来ませぬ。

驕敵を撃破し、祖國を守護すべき抗戦力もまた、國民の 上御一人に對し奉る至誠の他に存すべき筈はありませぬ。

今は國民一億の總てが既往の拘泥を一掃して、盡く光榮ある國體防衛の御盾たるべき時であります。私は國より老練を國民諸君の最前列に埋める義務で國政の處理に當ります。

諸君も亦、私の尻を踏越えて起つ勇猛心を以て新たなる戦力を發揚し、俱に聲力を安んじ奉られんことを希求して止みませぬ。

日ソ中立條約の不延長

日ソ中立條約は、過去四年間東亞方面の和平を保持する上にとつて力があつたが、去る四月五日のソ聯側通告により、明年四月二十四日を以て満期消滅することとなつた。

外務省では、右に關する佐藤大使の公電を四月六日接受したので、同日午後二時迄の如き發表を行つた。

外務省發表(四月六日午後二時)

四月五日モロトフ外務人民委員は在ソ聯佐藤大使に對し、要旨左の如き通告をなした。

第三條の規定に基づきソ聯政府は茲に日ソ中立條約は明年四月期満了後延長せざる意向なる旨宣言するものなり。

この發表に明らかな如く、ソ聯側は日ソ中立條約第三條、即ち、

本條約ハ兩締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベク且五年ノ期間効力ヲ存スベシ兩締約國ノ傳レノ一方モ右期開滿ノ一年前ニ本條約ノ廢棄ヲ通告セザルトキハ本條約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラルベシト認メラルベシ

しからは、ソ聯は何故に日ソ中立條約不延長を一方的に通告し來つたのか。

日本は過去四年間、日ソ中立條約に對して終始信義を守り、激動する世界情勢の只中に於いて戦争の擴大波及を防止するに努め、ソ聯もまた日ソ中立關係の維持に相應の努力を拂ひ、その結果、今次世界大戦を通じて、日ソ兩國の間に平和が完全に保たれ、世界人類の福祉に多大の貢獻をなしたのである。

日ソ中立條約は獨ソ戦争及び日本の對米英戦争勃發前なる一九四一年四月十三日調印せられたるものなるが、爾來事態は根本的に變化し、日本は其の同盟國たるドイツの對ソ戦争遂行を援助し、且つソ聯の同盟國たる米英と交戦中なり。斯る状態においては日ソ中立條約は其の意義を喪失し、其の存續は不可成となれり。依つて同條約

とあるに基づいて不延長の意思表示を行つたものである。その意味で、ソ聯側今次の措置は、いま直ちに日ソ中立條約を無効となすものではない。

そして帝國政府としては、今後一ヶ年間の中立條約存続中はもとより、條約期限満了後においても、國際政局のあらゆる展開に對し十分な準備を進め、日ソ間の實質的中立

そして、日ソ中立條約が今次世界大戦におけるあらゆる波瀾と試練にも拘はらず、強く正しく生存し來つたことについては、世界の識者中において、そこに新たな國際道義の萌芽を見出し、日ソ兩國間の變りなき友誼に驚異の眼を睨つたものも少くなかつたことも否みがない。

更にまた、日ソ中立條約の存立が、ソ聯最大の危機に際して、その後方の安全を顧る役

制を果したことを萬人の等しく認めて備らな
いところであらう。

しかも、ソ聯側今次通告中に擧げられてあ
る事は、獨ソ戦争にしても、大東亞戦争に
しても、三年以上前に發生した事態であつ
て、それを事柄らしく論議の對象とするこ
とについては異論の餘地が多分に有り得る。

もとより、米英側が事あるごとにソ聯に對
して、必死の對日離間策動乃至は抱き込み工
作を行つてゐたことは世界周知の事實であ
る。

しかし、こゝに見逃しがたいことは、ソ聯
自身が獨ソ戦争の有利な推移とその國際的發
展の擴大に伴ひ、國際關係總體に對する
態度を漸く改更し始めてきたことである。い
ひかへれば、過去の國際關係に拘束されず、
獨自の境地に立つてその政策を遂行せんとす
る態度を漸く表面化し始めたことである。

例へば、ソ聯は、今次對日通告に先だつ
て、本年三月十九日、トルコに對しソ土開修
好及び中立條約の廢棄を通告したが、その通
告中に

「第二次世界大戦中に發生したる深刻な
る變化の結果として、本條約が新情勢に適
合せず、且つ重要な改善を必要としられ

るを認認するの要ありと思料するものな
り」
といふ一節のあるのをなめて、過去の情勢を
基礎とする國際關係に拘束されまいとするソ
聯の方針が明瞭に窺はれるのである。

◇

元來、日ソ中立條約は昭和十六年六月二十
二日の獨ソ開戦に先立つ約二ヶ月間、即ち昭
和十六年四月十三日に、訪歐中の松岡外相と
モロトフ外務人民委員との間にモスクワにお
いて調印され、同年四月二十五日より實施さ
れたものであつて、前掲第三條の規定によ
れば、兩國政府とも本年四月二十四日まで
に不延長の通告をしなければ、次ぎ
の五年間即ち昭和二十六年四月まで自動的に
延長されることとなつてゐた。

しかるに、本年二月十一日、ルーズヴェル
ト、チャーチル、スターリン三巨頭を中心と
する米英ソ三國首腦部のクリミア會議が終了
し、翌十二日正式公表文が發表された際、サ
ンフランシスコ會議の開催が豫告されるに及
んで、日ソ中立條約の延長如何は世界注視の
的となつた。

なぜならば、ソ聯は、反極權諸國が「平和

及び安寧の保持のための一般的國際機構」の
憲章を協賛すると誇稱するこのサンフランシ
スコ會議において、初めて重慶政権と同席し
て國際問題を協賛することを背じたのであ
る。のみならず、同會議の開催豫定日として
は、日ソ中立條約の運命と特に關聯の深い四
月二十五日が選ばれてゐた。

一方、去る十一月六日革命記念日に當り、
スターリン議長が日本を侵略國と稱して以
來、このサンフランシスコ會議の開催を知つ
たとき、俄にソ聯側において日ソ中立條約不
延長の意圖を有するものとをほゞ想像したので
ある。

この際われわれ日本國民として、特に心に
深く刻むべきことは、國際關係、なかんづく
戦時の國際關係はあくまで冷峻な「力」の均衡
の上で立つてゐるといふことである。従つて
われわれとしては必勝の信念を堅持しつゝ、
國內の總力を結集してこの非常重大な時局に
對處し、父祖傳來の不屈の剛魂を以てこの大
東亞戦争を勝ち抜く決意を新たにすべく、あ
り、かくしてこそ、日本の實力と理想とを世
界に徹底せしめ、ひいてはわが戦時外交を強
力に推進せしめ、米英の屈服と大東亞新秩序
の建設とを速かに招來せしめ得るのである。

週報

昭和二十一年四月十八日
第三十三号

毎週一回
水曜日に発行
外資情報部

編輯者
外資情報部

印刷者
外資情報部

發行所
外資情報部